

戦後教育改革期の保健教育における包摂と排除

— 「成熟期への到達」に着目して —

柳園 順子

要 旨

占領下の日本の学校教育における保健教育の実施には、教育の基本政策に対するGHQやアメリカ教育視察団報告書の指摘の存在があった。1947年4月第一次アメリカ教育使節団報告書で「保健の教授は(中略)生理についても衛生についてもなんの教授も行われていない」と指摘されたことで、学校衛生は戦後指導要領によって組織活動が重視される新しい学校保健へと出発する。GHQの助言により文部省は体育局を中心に「学校の要望に応える」と謳い中等学校保健計画実施要領(試案)を編纂するが、この中の「成熟期への到達」については、学校現場の無理解な批判にあったとして占領解放後に改訂されている。本稿は、戦後早い段階で性に関する内容の指導が示されたにもかかわらず後に後退する要因を当時の資料を基に明らかにし、保健教育において何が包摂され排除されていくのかを検討した。

キーワード：中等学校保健計画実施要領(試案)、成熟期への到達、アメリカ教育使節団報告書、保健教育、純潔教育

はじめに

本稿は、戦後教育改革期の日本の学校教育において、性教育の萌芽がみられたにもかかわらず、のちに後退傾向を辿る要因を資料から明らかにするものである。その上で、何が包摂され排除されていくのかを検討する。

1947年4月の第一次アメリカ教育使節団報告書^{註1)}で「保健の教授は(中略)生理についても衛生についてもなんの教授も行われていない」¹⁾と指摘を受け、学校衛生は指導要領によって組織活動が重視される新しい学校保健へと出発した。戦後教育改革期における「保健科」成立については、アメリカ教育使節団担当者と関連が密接にあったとする七木田²⁾の先行研究が影響力を持っている。七木田によれば、CIE(民間情報教育局：Civil Information and Education Section)^{註2)}は保健・体育の専門事項について文部省の説明を受けることで現状把握していたという。七木田は①教育使節団に対しCIEが十分な説明を行っていなかった②説明を行う側のCIEのジョン・W・ノーヴィル(J.W.Norviel)が保健・体育担当者として日が浅く、十分に日本の保健(衛生)教育について理解した上での説明ではなかったとして、同報告書の指摘に懐疑的な姿勢をとっている。日本では戦前昭和期より健康教育実践や衛生教授等が行われていたと反論する^{註3)}。

一方で、こうした指摘も性という観点から見ると限定的と言わざるを得ない側面を併せ持つ。同時期は政府主導で「純潔教育」が推進されていた。しかしながら、学校保健史の先行研究ではこうした観点からの言及は殆どなされていない。

文部省監修『学校保健百年史』³⁾には「1949年5月28日発学261号学校教育局長通達「新制中学校の教材と時間数の改正について」により体育は保健体育となり学校で計画的に70時間の健康教育を行うことになった」³⁾との記載がある。新しい学校保健の在り方が示された1949年11月の「中等学校保健計画実施要領(試案)」(以下「試案」と略す)に準拠し、第5章健康教育の内容に「成熟期への到達」等が示され、性教育は制度化の曙光を見るに至った。1950年には小学校保健計画実施要領が伝達され、同年4月から中学、高校で「成熟期への到達」を含む保健の準検定教科書、翌年には正式に教科書として使用された。このことから、学校教育では戦後早い段階で性教育に関する内容の指導が指示されていたことがわかる。ところが、「学校現場の無理解な批判にあい、1956年には文部省初等中等局長通達「中学校保健体育の体育科のうち保健学習の指導について」を出し「成熟期への到達」を改訂した」³⁾という。これにより、性教育の指導内容を分散し、生殖の解剖生理を具体的に示さないことになるのである。

日本の学校教育におけるジェンダー・セクシュアリティの形成構造を分析した橋本ら⁴⁾は、中学校は前

出、高等学校の『高等学校保健体育科編改訂版』で保健の学習内容は改訂され、ともに保健科教科書で性教育は簡略化されたと指摘する^{註4)}。結果として「公的には漸次後退傾向を辿った」³⁾とみられるが、これら要因を実証的に検証した先行研究は、管見の限り見当たらない。

そもそも教育史では、性教育に関する内容の指導について文部省内で「純潔教育」と「性教育」の呼称や進め方に違いがあったとする島崎⁵⁾の指摘もあり、それらがGHQ（連合国軍最高司令官総司令部：General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers：GHQ/SCAP）の要求によるものなのかは意見が分かれるところである。GHQと「純潔教育」との関連については、これまで齋藤⁶⁾が純潔教育委員会開催に関するGHQと日本側との交渉経過を明らかにしているが、学校教育には関心を寄せていない。また、小山⁷⁾が教育面からの分析をしているが、カリキュラム等まで踏み込んだ検討はしておらず、いずれにせよ真意は不明のままである。

『アメリカ教育視察団報告書』を全訳した村井⁸⁾は「占領下で発表された報告書は日本教育の再建への全く新しい方向を指し示した文書に他ならず、以来、現代にいたるまで実態はどうであれ、日本の教育は同報告書の指示した軌道の上を動き続けてきた」⁸⁾と評価している。

以上を踏まえて本稿は、同報告書を機に綻んだ性教育の萌芽がのちに衰退に至る要因を明らかにし、何が包摂され排除されていくのか検討を試みる。これらを通し、現代の性教育への道筋の一端を究明することを課題とする。

上記課題解決のために本稿では、第1に、占領下における日本の施策について先行研究を整理する形で確認する。第2に、文部省関係資料や学校衛生会^{註5)}機関紙『会報学校衛生』、養護教諭専門雑誌『健康教室』^{註6)}等を資料に、試案作成委員らの寄稿や証言等を基に試案成立時の内実を詳らかにし、学校教育に期待した位相をみていく。第3に、学校現場の実情を確認し、性教育に関する内容が「公的には漸次後退傾向を辿る」³⁾要因を考察する。

以上を通じて本稿は、戦後日本における「性教育」の社会的流過程の解明に新たな知見を提示するものである。

I 戦後日本における教育改革

本章では、占領下の日本において学校で保健を教授し生徒に明確な指導と実地教示が指示された背景として①「純潔教育」施策 ②アメリカ教育視察団報

告書について先行研究から再確認する。

(1) 「純潔教育」の推進

敗戦直後の日本では、性に関する課題が社会問題化^{註7)}し人々を不安と苦悩に陥れていた。こうした状況に対し、占領軍と政府がイニシアチブをとり対策に乗り出している。1946年に関係各省を集め事務次官会議を開き「私娼の取り締まり並びに発生の防止及び保護対策」が決定された。これにより、保健衛生の面から厚生省、労務管理の面から労働省、取り締まりの面から法務省・警察庁、教育の立場から文部省が大きな役割を持つこととなるのである。家庭・学校及び職場・その他の社会における教育指導によって正しい男女間の交際、性道徳の確立を図るとともに、健全な文化活動の振興を通じて、この問題の解決を図るとした。1947年1月に文部省は、社会教育局長名で「純潔教育の実施について」（発社1号）を通達し、各地の実情に応じ「純潔教育」を推進するよう協力を要請した。文部省は「純潔教育」の中心目標は人間教育そのものにあるとして、省内に「純潔教育」の解説並びに指導、資料作成を目指す純潔教育委員会を発足し、1949年に『純潔教育基本要領』を作成・公表するのである⁹⁾。

(2) 日本の教育の基本政策

GHQは、それまでの日本の軍国主義的・超国家主義的教育一掃することを決意した。1945年10月から12月にかけて「日本の教育制度に関する管理政策」をはじめとするいくつかの重要な指令を発し、積極的に改革を進める具体策を練るために、1946年1月4日優れた専門家による教育使節団の派遣を本国に要請している。こうした流れの中で、ジョージ・D・ストッダードを代表とする27名からなる教育使節団が来日した。GHQは日本政府に対し同年1月9日に「日本教育家の委員会に関する件」という指令を発し、アメリカ教育使節団の派遣の目的と経緯を説明した上で日本政府側でも日本教育家の委員会を組織し受け入れ態勢を整えるよう要請した。この指令に基づき、文部省は2月7日山崎文部次官を局長とする教育使節団事務局を設け、使節団に協力する目的をもつ日本教育家の委員会を設けている。その後、1946年8月10日内閣総理大臣の所管に属するものとして、教育刷新委員会を発足させた。

こうして日本側は教育刷新委員会と文部省と他方ではGHQとの三者の間で、のちに使節団報告書の勧告の軌道の上に、教育基本法、六三制、教育委員会制度等、日本の教育改革の諸施策は着々と具体化されていくのである¹⁰⁾。

II. 第一次アメリカ教育視察団報告書の勧告と保健教育

本章では第一次アメリカ教育使節団報告書を検証し、GHQの意図と文部省の対応を究明した上で、「成熟期への到達」の誕生を主導した主体を明らかにする。

(1) 「成熟期への到達」の誕生

前述したように「保健」に関する事項が教育の中に取り入れられるきっかけは、1946年の第一次アメリカ教育使節団報告書とされる。同報告の「一、日本の教育の目的及び内容」には、「保健教育」と題して次のような明記がある。

保健の教授は、小学校においてはなほだしくおろそかにされているように思われる。実際に、生理についても衛生についても、何の教授も行われていないのである。(中略) 医師・養護教員・教師・生徒・父兄を含めて、継続的検診計画が立てられるべきである。学校の保健の教授では、個人及び家庭の保健実践の知識はもちろん(中略) 生徒には明確な指導と実地教示が必要である¹¹⁾。

このように、同報告書は日本において健康教育は生理も衛生も殆ど教えられていないことを問題視した。また、「これを問うことは我々の任務ではないが」¹¹⁾ としながら人口問題に対してまなざしを向けている。そして、次のように勧告するのである。

日本が高い出生率を維持し死亡率を低下させるに従って、人口がますます過密になるということである。

生物学、社会科学の分野の優れた日本人科学者からなる委員会を発足させ、これら因果関係を本気になって研究し始めることを、われわれは「勧告」する¹¹⁾。

こうした中で、後にGHQの助言により文部省が編纂刊行したのが試案だった。中等学校は1949年(小学校は1951年)に刊行された。試案の緒言をみると「新たに発足した学校教育が学校保健問題に取り組む上で有力な参考的指針の出現を要望している」¹²⁾と記されており、それに基づき明確な方針を立てかつ具体的展開に進もうとする「学校の要望に応えるために企画された」¹²⁾と説明している。これらは「もっぱら中学校における学校保健問題について全般的計画に関する基準の審議を求め成案に基づいて作成された」¹²⁾という。そして第5章健康教育「成熟期への到達」には、次のような内容が示されたのである。

成熟期への到達

(一) 指導目標

1. 青年期の発達の種々相についての理解を深める。
2. 青年期に通常起る多くの欲望、衝動及び感情に対する健全な心構えを与える。
3. 遺伝、子孫の永続及び子孫の向上発展に関する事実についての理解を与える。

(二) 指導内容

1. 成熟の過程について。
2. 青年期に起る身体上的変化について。
 - イ. 身長が増大と成人としての釣合の発達。
 - ロ. 内分泌腺系統の調整。
 - ハ. 男性の生殖系統はどんな性質のものか。
 - ニ. 女性の生殖系統はどんな性質のものか。
 - ホ. 月経とは何であるか。それについて知っておくべき大切なことがらは何か。
 - ヘ. 月経閉止とは何か。
 - ト. 精液射出とは何か。
3. どうして、子孫を永続させるか。またこの問題についてわれわれが知っておくべきことがらは何か。
 - イ. 新生の個体は一つの卵と一つのスパームとの所産である。
 - ロ. 双生児の原因は何か。
 - ハ. 子供がどのようになるかを決定するものは何か。
4. われわれが関心をもたねばならない性に関連した若干の問題。
 - イ. 健全な男女関係。
 - ロ. 不健全な男女関係。
5. 遺伝とは何か。

(三) 学習活動

1. 十二歳の子供と十六歳の青年との相違点とすべて彼等の考え得る限り生徒たちに列挙させること、これらの相違点はどのように分類され得るか。
2. 特殊専門事項や極端な異常に重点をおかないようにして、内分泌腺について簡単に討論すること。
3. 月経に関して存在している迷信と奇妙な思想とを討論すること。
4. 月経の苦痛を除去する上に役立つ運動の種類を討議し実地教示すること。
5. 月経期間中何故に清潔がそれ程重要であるかを討議すること。
6. 何故に女子は月経期間中に水泳プールを使用しないようにわれわれは勧告するか。

7. すべての高等動物の生活における生殖過程の類似点を指摘すること。
 8. 赤子が「母親から受ける特徴」を討議すること、この点に関するすべての旧来の思想を生徒に収集させること。
- (四) 結果の考査
1. 成熟期の過程にはどんな変化が起るか。
 2. 青年期にはどんな身体上の変化が起るか。
 3. 内分泌腺とは何か。それはどんな機能を有するか。
 4. 男性、女性の生殖系統はどんな性質のものか。
 5. 月経とは何であるか。
 6. 月経時の衛生について、どんな点について注意しなければならないか。
 7. どうして子孫を永續させるか。
 8. 遺伝とは何か¹²⁾。

このように、試案には青年期の発達の種類々相についての理解を深めるための健全な心構えや遺伝、子孫永續や子孫発展等の指導が明記されている。具体的な学習活動としてすべての旧来の思想を生徒に収集させることを指示し、成熟の過程や青年期に起る身体上の変化、子孫永續、遺伝について理解させることを求めている。

(2) 「健全な心構え」と「遺伝」

中でも「われわれが関心をもたねばならない性に関連した若干の問題」¹²⁾として ①健全な男女関係、②不健全な男女関係が付されている点は特記すべき点であろう。斎藤⁶⁾によれば闇の女の出現や不良青少年の縮小、田代¹³⁾によれば占領下の買春対策、小山⁷⁾によれば民主主義で平等な男女関係を「純潔教育」を通し象徴とすることが当時課題とされていた¹⁴⁾。こうした課題に対し、男女間のモラルの正しい在り方を示す教育としても「純潔教育」は期待された。試案の「成熟期の到達」をみると、男女の関係が「健全な男女関係」「不健全な男女関係」で区分し説明されており、その影響が窺える^{註8)}。

他方、1946年1月に厚生省は人口問題懇談会を開催、同年11月政府の関係機関である財団法人人口問題研究会が「新人口政策基本方針に関する建議」を発表し、1948年には戦前の国民優生法を改正する形で(旧)優生保護法が成立している。試案の大目標にも「遺伝」が掲げられており、こうした優生思想に基づく人口政策との関連が想起される。

従って、試案の作成には「純潔教育」施策や(旧)優生保護法成立も根底にあったと考えられる。前述したように、厚生省は衛生や保護面を強化し、文部省はこの問題を教育的に取り上げるとしていた。編集委員に公衆衛生関係者が選出されている点からも

これら接続が推察できるのである。

III 中等学校保健計画実施要領(試案)の作成

ところが、試案によって性教育の花が綻ぶも「学校現場の無理解な批判」³⁾から「成熟期への到達」は改訂される。ここでは、その要因を文部省内にまなざしを向け検証する。

(1) 元文部省社会教育局視学官らの証言

1949年当時、文部省で「純潔教育」を担当した山室民子視学官は、「純潔教育」推進を図るにあたり、様々な雑誌等に多くの寄稿を寄せている。その中で山室は「純潔教育」の名称について、次のような説明をしている。

「純潔教育」は男女間のモラルを、或は男女の正しい在り方を示す教育であります。純潔教育は性教育であります。所謂性教育より範囲が廣く(中略)なお、性教育という名称を避けたのは、社会でとかく性なる文字が濫用されているので、私たちの意味する處のものと、世のいわゆる性教育とを混同せられない為でありました。男女間の正しい関係を示す純潔教育に反対する人は、今の時代に稀であります。問題は、それでは、そのような教育を誰が、何時、何處で行うか、つまりその方法にあらうと思ひます¹⁵⁾。

このように、山室の認識は「純潔教育」は「性教育」だがその範囲はより広いものであった。また、山室の解説を見ると、その名称の所以は様々な憂慮が交錯した結果、使用されたものであったことがわかる。男女共学の中学校及び高等学校が発足し、男女のあり方について新たな時代の指針が求められていた。文部省内に純潔教育委員会を発足し1949年「純潔教育基本要領」を作成・公表する中にあったことは前述したとおりである。

後に元文部省社会教育局視学官の二宮徳馬は、当時のカリキュラムに関し、次のような解説をしている。

(昭和)24年の2月に「純潔教育基本要項」を作成した。これに基づいて24年5月28日学校教育局長通達「新制中学校の教科と時間数の改訂について」(発社261号)によってこの主旨が取り入れられ、さらに24年6月の初等中等教育局長通達によって高等学校にも同様の教科の改訂がなされた¹⁶⁾(()内は筆者による)

こうした二宮の解説は「純潔教育」施策が学校教育の教科の改訂にも影響していたことを示す重要な

証言である。二宮に基づけば「純潔教育」の主旨を取り入れ、体育は保健体育となり、学校教育で計画的に70時間の健康教育が整備されたことになる。つまり、同施策の影響も受けながら1951年には中学、高校の保健の正式な教科書として使用されたとみることができるのである。

(2) 戦前からの体制維持と編集委員

ここでは、戦後初期の段階では戦前の学校衛生が継続されていた点に着目する。1945年9月5日体育局が再設置（勅令第五一六号）され、局長には有光次郎が就任した。同年10月15日の教科書局の設置とともに退任し、新体育局長には戦中体育局長を勤めた柴沼直、体育科長に北沢清、保健課長には塚田治作が着任し、文部省保健・体育改革は進められた。このことは戦前の文部省体育局の人的体制がそのまま維持されたことを物語る。

のちに塚田は、戦後の新しい方向を打ち出すことが必要と考え、1946年「学校衛生刷新に関する件」（発体13号）の原案作成に当たりGHQ司令部と交渉し通達したことを回想している。保健衛生に新たな検討を加え、児童生徒並びに教職員の健康増進を教育上重要な問題に掲げていた¹⁷⁾。

なお、1950年に第二次訪日アメリカ教育使節団に提出した文部省報告書（以下「文部省報告書」と略す）には次のような報告もされている。

従来の体育の内容は運動と衛生とに分かれることになり、これに伴って、学校保健の総合的な方針を定めるための委員会が文部省に設けられた。この委員会は学校保健計画実施要領を定め、(ウ)以下のいろいろの改革^{註9)}が行われた¹⁸⁾。

戦後、教育改革によってこれまでの教科書中心主義の戦前教育から新しい教育へと移行した。よるべきものとして学習指導要領を通し、特に保健衛生教育及び体育は根本的に刷新する必要があるとされた。その際、体育局は公衆衛生学の発想によってSchool Health Programとして試案作成に大きく関わった^{註10)}。「中等学校保健計画実施要領」の編集委員をみると、下記のような人物で構成されている。

中等学校保健計画実施要領編集委員名	
財団法人学校衛生会理事長	医学博士 岩原 拓
東京都愛宕中学校長	野口 彰
東京都高輪台小学校長	稲葉 一郎
東京都第三中学校教諭	松本しづ子
東京都好道小学校教諭	下田 巧

東京都高輪台小学校	養護教諭 千葉 たつ
東京都神田女子中学校・東京都神田女子高等学校	学校医 鈴木又七郎
東京都京華小学校学校医	廣瀬 勇
東京都臨川小学校学校歯科医	原 一 学
東京都教育局体育課東京都技師	長松 二郎
千葉県教育部教学課千葉県技師	内田 早苗
厚生省児童局母子衛生課厚生技官	田波 幸
厚生省予防局防疫課厚生技官 医学博士	川畑 愛義
文部省教科書局第二編修課文部事務官	永田 義夫
文部省教科書局第一編修課文部事務官	勝田 守
文部省教科書局第二編修課文部事務官	重松 伊八
文部省学校教育局初等教育課文部事務官	坂本彦太郎
文部省学校教育局中等教育課文部事務官	森田 孝
文部省教育施設局第二資材課文部事務官	宮川 孝夫
文部省教育施設局施設課文部事務官	地引 友次
文部省体育局保健課文部事務官	荷見 秋次郎
文部省体育局保健課文部事務官	中村 鎮
文部省体育局保健課文部省研究員医学博士	湯浅 謹
文部省体育局保健課文部省事務補佐員	浜田 正好 ¹⁹⁾

このように編集委員には元文部省官僚でのちに「公衆衛生としての性教育」を説いた岩原拓をはじめ、IFEL指導者の養護教諭千葉たつ、学校保健優良校関係者など学校保健関連で活躍した人物らの名を確認できる。作成前、千葉と内田早苗はアメリカ視察にも訪れていた。のちに内田は「作成にあたり、CIEのニューフェルドは本国から専門家のミス・ヘレン・マンレイを招いた」²⁰⁾と証言しており、「試案は作成委員会によりアメリカで最も進んでいる地域の良いところを参考にまとめて策定された」²⁰⁾と述べている。この証言から、試案のたたき台はアメリカのカリキュラムに拠っていたことが確認できる。

また、政府側からは文部省体育局を中心に教科書局や学校教育局や教育施設局、厚生省児童局や予防局の事務官等が試案作成に携わったことがわかる。

従って、文部省社会教育局が「純潔教育」を通し男女の正しい在り方を啓蒙する中、文部行政の一環として体育局等が試案作成に携わるとともに、「学校衛生は厚生省に移管すべし」²⁰⁾としていたGHQの指導下で公衆衛生の一環として厚生省も関わりながら、アメリカのカリキュラムを土台に試案は作成されたと考えられるのである。

IV. 学校現場の現状と批判の要因

その後、「学校現場の無理解な批判」³⁾を理由に、1956年文部省は初等中等局長通達「中学校保健体育

の体育科のうち保健学習の指導について」を出し「成熟期への到達」は改訂された。本章では、試案実践の場として期待された1950年前後の学校現場の実情について検証する。

前出の文部省報告書には、1949年度の小学校は無資格教員が全国25.9%、中学校で12%にのぼっていたことが記されている²¹⁾。小学校のおおよそ1/4が無資格教員で26歳以下勤続年数5年未満の教員に至っては小学校で50%を超えていた。教員の量的不足と質的低下は学校現場の深刻な課題だった。勧告に基づき保健教育と体育は学習指導要領体育編を発行したが、実際の学校現場は指導にあたる教員そのものが不足していたのである。それ以前に、教員の養成自体が不十分だった。同報告書の「第一次米国教育使節団の勧告事項についての実施状況概要」では、保健体育審議会を設置し、小学校の保健計画実施要領編修や健康教育の実施をしようとしたものの、予算不足で活発な活動不能で困っていることも吐露されている²²⁾。

戦後のベビーブーム到来で子どもの数は激増していた。教員不足に加え、養成も不十分で無資格教員で凌いでいるのが現状だった。民主主義の徹底など教育の根本的な変革に対し、男女共学への危惧や杉並事件等の発生もあった²³⁾。加えて教員は保健等に関する教育を受けておらず、教員自身も戦前からの意識改革が浸透していない中、教員側の課題が山積していただけでなく予算の問題も抱えていたのである。

1950年代に入ると、カストリ雑誌の横行や太陽族の登場などの性の開放を助長する風潮が蔓延し、新聞・雑誌等の誌上では女子中・高校生の妊娠や中絶等が取りださされるようになる。性的問題行動として世論から「純潔教育」の必要性を求める声が高揚した。その一方で、「寝た子を起こすな」とする性教育無用論¹¹⁾の論調もまた、勢力を持って語られていたのである。

おわりに

戦後新たに発足した学校教育において、学校保健問題に取り組む上で参考的指針を求める学校側の要望に応えることを名目に、GHQの助言により「中等学校保健計画実施要領（試案）」は作成された。本稿は同試案が占領下における政府主導の「純潔教育」推進や優生保護法成立の趨勢の中で、アメリカのカリキュラムを模倣し作成されたことを論及した。試案の「成熟期への到達」は現場の教員らから「性器の解剖図などは子どもに刺激を与えすぎる」³⁾と批判されたとの理由で、占領解放後の1956年に文部省初等中等局長

通達「中学校保健体育の体育科のうち保健学習の指導について」により改訂される。性教育の指導内容を分散するとして、生殖の解剖生理は具体的に示さない、として排除された。こうした性教育後退の要因に、学校保健体制やカリキュラムの改善に対する教員不足、質的問題など教員養成上の課題があったこと、活発な活動を行うにも予算が不足していたことを本稿で明らかにした。また、ここでは言及しないが、1956年の改訂は政治体制が大きく転換した時期であることは今後注視すべき論点であろう¹²⁾。

さらに「純潔教育」の必要性が叫ばれる一方で、性教育無用論の論調が高まるなど、世論が二分していたことも見過ごすことはできない。「成熟期への到達」改訂の機となる通達の備考には「性の純潔に関する道徳を高めることをねらいとして指導に当たり、学習には男女の性別を考慮して慎重に指導すること」が念押しされており、世論の論調にセンシティブであった様相がみてとれる。政府は当時議論されていた道徳を強調しながら、こうした混乱を収めようとした側面も窺えるのである¹²⁾。

註

- 1) 米国教育視察団との表記もあるが、本稿は村井の訳に基づき、アメリカ教育使節団に統一し表記する。
- 2) 連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）設立後CIEが設置された段階でアメリカ太平洋陸軍総司令部（GHQ/USAFAC）から人員の大半と日本の教育を監督する権限、責任がGHQ/SCAPのCIEに移された。（七木田文彦：健康教育教科「保健科」成立の政策形成 一均質的健康空間の生成一、学術出版会：2010）
- 3) 七木田は日本では戦前昭和期より健康教育運動における「健康教育」実践や国民学校における体錬科体操としての「衛生」、国民科修身、理数科理科、芸能科家事などで「衛生」内容としての「衛生訓練」そして「知識教授」としての「衛生教授」が行われていたと主張している。（七木田文彦：健康教育教科「保健科」成立の政策形成 一均質的健康空間の生成一、学術出版会：2010）
- 4) 生殖器の図が削除され、妊娠の仕組みに関する説明が簡単になる等した。
- 5) 大正9年学校保健の向上発展と学校保健行政への協力を目的に帝国学校衛生会の名称で発足した。戦後は（財）日本連合学校歯科医会と合併し（財）日本学校衛生会となる。現（公財）日本学校保健会。
- 6) 1948年（財）日本学校衛生会事業の一つとして同会監修のもとに誕生した養護教諭専門雑誌。「児

- 童の養護に資するよう、できる限り具体的に実践面に即して、生きた健康教育を研究指導すること」を目的に文部事務官ら同会委嘱の監修委員によって企画編集されていた。現在は東山書房の事業。
- 7) 敗戦後3日後に政府が「一般婦女子の純潔を守る」防波堤の名目で占領軍将兵の慰安対策としてRAAを設立し、性病蔓延により7ヶ月後に活動停止したことで、街娼が増えたとされる。杉山章子「敗戦とR・A・A」に詳しい。
- 8) 翌年の1950年には文部省社会教育審議会、純潔教育分科審議会より『男女の交際と礼儀』が刊行され全国に広く周知された。(柳園順子：正しい男女のあり方としての「純潔教育」—『男女の交際と礼儀』(1950)をめぐる千本木道子の論放を通じて—, 近代姫路大学教育学部紀要7:175-183, 2014)
- 9) 健康教育の教科書ができ、学校保健の指導機構が整えられた旨が記されている。
- 10) 戦後の学校保健は文部省体育局保健課にて政策立案がなされていくことになり、学校保健を公衆衛生学・衛生学の発想によって試案の作成に大きくかわることになったという。(日本学校保健学会：日本学校保健学会50年史, 日本学校保健学会:8, 2004)
- 11) 大概憲二：性教育無用論—寝ている子供はねかせておけ, 黎明書房：1957 ほか
- 12) 戦後、修身科は停止されたが、戦後の価値観の変容に対し道徳教育が必要だという声は根強く、1958年に「道徳の時間」が特設された(香川七海・福若真人・蒲生涼太：教育原理, 七猫社：145-146, 2019)。
- 76:6, 2017
- 5) 島崎継雄：日本の性教育のあゆみ—戦後の純潔教育を考える：子どもに性をどう教えるか<特集>, 児童心理46(6):758-763, 1992
- 6) 斎藤光：純潔教育施策目的の微妙な拡張—純潔教育委員会開催以前の社会教育局官僚の発言から—, 京都精華大学紀要41:163-183, 2012 ほか
- 7) 小山静子・赤枝香奈子・今田絵里香編：セクシュアリティの戦後史, 京都大学学術出版会：15-32, 2014
- 8) 前掲書1):140-155, 1979
- 9) 柳園順子：性教育の歴史社会学的研究①—学校・社会・家庭で何が期待されたのか—, 姫路大学教育学部紀要11:111-117, 2018
- 10) 前掲書1):40-155, 1979
- 11) 前掲書1):47-48, 1979
- 12) 文部省：中等学校保健計画実施要領(試案):昭和二十四年度
- 13) 田代美江子：戦後改革期における純潔教育, 教育学研究室紀要「教育とジェンダー」研究3:26-38, 2003 ほか
- 14) 柳園順子：正しい男女のあり方としての「純潔教育」—『男女の交際と礼儀』(1950)をめぐる千本木道子の論放を通じて通じて—, 近代姫路大学教育学部紀要7:175-183, 2014
- 15) 山室民子：純潔教育とその実践方法, 教育公論4(12), 明治図書出版社：23, 1949
- 16) 二宮徳馬：性教育の歴史性教育事典, ぎょうせい:155, 1972
- 17) 日本学校保健会：日本学校保健会会報「学校保健」第64号:6, 1966
- 18) 文部省：日本における教育の進展—第二次訪日アメリカ教育使節団に提出した文部省報告書—:12, 1950
- 19) 前掲書12):昭和二十四年度
- 20) 健康教室12(12)143, 東山書房：14, 1961
- 21) 前掲書18):32-33, 1950
- 22) 前掲書18):172, 1950
- 23) 柳園順子：戦後改革期の矯風会による純潔運動と母役割の強調：杉並事件(1948)をめぐる対応を中心に, 九州教育学会研究紀要42:37-44, 2014

参考・引用文献

- 1) 村井実：アメリカ教育使節団報告書, 講談社学術文庫:47, 1979
- 2) 七木田文彦：健康教育教科「保健科」成立の政策形成—均質的健康空間の生成—, 学術出版会:153, 2010
- 3) 文部省：学校保健百年史, 第一法規:332-333, 1973
- 4) 橋本紀子・良香織・森岡真梨・田中和江・茂木輝順・田代美江子・井上恵美子・池谷壽夫・関口久志・丸井淑美・澤村文香：日本の学校教育とジェンダー・セクシュアリティの形成, 現代性教育ジャーナル